

意見書案第 21 号

直轄事業負担金廃止に伴う財政措置等について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成 21 年 12 月 18 日提出

提出者議員	村	木	中
賛成者議員	谷	口	洋 一
〃	伊	澤	幸 信
〃	武	田	明 夫
〃	増	山	宣 之
〃	石	黒	武 美
〃	仁	志	紘 一
〃	橋	本	順 二

直轄事業負担金廃止に伴う財政措置等を求める意見書

公共事業に係る国直轄事業負担金のあり方については、7月14日に開催された全国知事会において、その見直しについて全都道府県による申し合わせを決議し、現在、これをもとに関係省庁と協議が進められているところである。

政府においては、「国直轄事業における負担金制度を廃止し、地方の1兆円の負担をなくす。それに伴う地方交付税の減額は行わない。」との政府与党の公約を受けて、今後その実現に向けた具体の検討がなされることとなる。

国が行う直轄事業については、国が責任を持って工事を実施し管理すべきものであり、地方へ財政負担を強いるべきものではなく、これまでその見直しを強く求めてきたところである。

よって、国においては、直轄事業負担金制度を廃止するに当たり、次の事項について十分配慮されるよう下記について求める。

記

- 1 制度設計に当たっては、地方分権の推進の観点から、国と地方の役割分担の明確化や権限と財源の一体的な移譲を前提にした仕組みとすること。
- 2 地方の意見が反映できる国と地方の協議の場を早期に設置し、地方の立場に立って十分な協議を行うこと。
- 3 制度の廃止に伴い、地方交付税や補助事業国庫負担金分の減額など、地方の負担増をさせないこと。
- 4 社会資本整備がおこなわれている本道の事業推進に影響が生じないよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 12 月 日

岩見沢市議会

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣